

有害性のリスクアセスメント等：特別規則対象物質

環境・健康

特別規則（有機則、特化則等）の対象となっていない化学物質の自律的な管理の実行を目的とした政省令の改正が行われましたが、特別規則の対象物質についてはこれまで通り特別規則に基づく管理が必要です。

特別規則に基づく管理の結果は、作業環境測定の結果（管理区分）、尿中代謝物量検査の結果（分布区分）、特殊健康診断の結果（診断区分）に反映されます。

特別規則の対象物質の有害性のリスクの見積り例と利用上の留意点を下記に示しました。なお、リスクの低減措置は特別規則に定める措置を講じます。

有害性のリスクの見積り例と利用上の留意点

特別規則に基づく管理の結果		リスク	利用上の留意点
作業環境測定	管理区分 3	高	<ul style="list-style-type: none"> 作業環境濃度（間接的なばく露濃度） 非定常作業、ミス・トラブル時は測定対象外 作業（ばく露）時間は評価に反映されない
	管理区分 2	中	
	管理区分 1	低	
尿中代謝物量検査	分布区分 3	高	<ul style="list-style-type: none"> 飲食による影響：トルエン（尿中馬尿酸） 尿採取の時期（作業終了時など） 尿の濃淡の影響 等
	分布区分 2	中	
	分布区分 1	低	
特殊健康診断	有所見	高	<ul style="list-style-type: none"> 非特異的な健診項目（自覚症状、肝機能検査など）と受診者のばく露情報の不足による診断の不確かさ
	経過観察	中	
	異常なし	低	

※ 作業環境測定の結果、尿中代謝物量検査の結果、特殊健康診断の結果に基づく有害性のリスクの見積りが一致しない場合、上表の利用上の留意点などを考慮した総合的な有害性のリスクの見積りが必要です。

※ 今後取り扱う特別規則対象物質については、特別規則の規定に基づき計画し、措置を講じた場合は、有害性のリスクは低いと見積ります。

kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	<ul style="list-style-type: none"> ◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル（CREATE-SIMPLE 等）による推定 等
有害性のリスク低減措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト 等
化学物質管理の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援

本社・関西営業所 TEL:077-548-8251 FAX:077-548-8270

株式会社 近畿エコサイエンス

中部営業所 TEL:059-271-8200 FAX:059-271-8666